

森嶌昭夫先生の法整備支援事始め

名古屋大学名誉教授

日本法教育研究センター・コンソーシアム会長

鮎 京 正 訓

はじめに

森嶌昭夫先生（以下、森嶌と記す）は、日本で初めて法整備支援を行った人である。「初めて」という意味は、森嶌が法整備支援というJICAプロジェクトを、日本外務省に掛け合って日本の政府開発援助の中に組み込み、相手国であるベトナム政府の了解を得て、正式な技術協力実施の合意文書（R/D）を締結し、法の分野の途上国支援を最初に行ったのであった。森嶌が法整備支援に着手した時期、すでにアメリカ合衆国やスウェーデンなどの欧米諸国は、途上国に対する法整備支援に取り組んでいた。

1990年を前後する時期から2024年5月に亡くなるまで、森嶌は法整備支援プロジェクトに文字通り心血を注いだ。本稿では、森嶌の法整備支援人生の軌跡を辿り、森嶌が法学者として法整備支援というプロジェクトに何を求めたかを考えてみたい。そして、それを検討することは、日本における法整備支援の成果と課題の両方を明らかにすることにも繋がっていくと考える。なぜならば、プロジェクトの開始から今日に至るまで日本の法務省及びJICAが行ってきた法整備支援に森嶌が及ぼしたリーダーシップは絶大であり、その軌跡はほぼ森嶌の意向に沿って行われたと思われるからである。

1 森嶌とアジア・太平洋地域法政研究教育プロジェクトの発足

森嶌は、1988年4月から1990年3月まで名古屋大学法学部長を務めた。名古屋大学の歴史を紐解くと、戦前、東京、京都、東北、九州、北海道、京城、台北、大阪に続く最後の9番目の帝国大学として1939年に名古屋帝国大学は、設立された。当時の文部省は、新しい帝国大学を開設することには消極的だったが、名古屋の地元経済界の熱心な経済的支援と強い要望で実現した。しかし、設立当時の学部は、わずかに医学部と理工学部だけであった。法学部は、戦後の1948年に法経学部として発足し、ようやく1950年に法学部と経済学部が独立した。法学部についていえば、京城帝国大学にいた教授たちのイニシアチブで教員が集められ、学閥にとらわれない人材が全国から集まつた。名古屋大学のモットーは、「自由闊達」「進取の気象」である。

そして、名古屋大学法学部は創立40周年を迎える1990年に向けて、学部の在り方について大きな決断を行つた。その頃、森嶌は法学部長として名古屋大学法学部をどうするかの決断を迫られていた。その決断とは、欧米を主要な研究対象とするこれまでの法学、政治学の在り方に加え、アジア・太平洋地域をも主要な研究対象へと拡大するという大胆なものであった。そして、そのような研究と教育を可能とするため、学部を挙げての新しい基金集め－すなわち「アジア・太平洋地域法政研究教育プロジェクト」

(A P プロジェクト。アジア・太平洋基金とも呼ばれた) ーが始まった。

森嶌は法学部長として同僚メンバーとともに、名古屋の財界で活躍する卒業生に相談し、基金を集めるために法学部同窓生や名古屋地元企業に働きかけた。多くの人々の協力が功を奏し、アジア・太平洋基金は短期間で約一億二千万円に及ぶ寄付を集めることができた。そして、その基金に基づき、法学部のそれまでの欧米を中心とする研究教育対象設定に加え、アジア・太平洋地域の法と政治を研究及び教育の新たな対象とすることを決定し、プロジェクトの本格的な推進に踏み出した。

この潤沢なアジア・太平洋基金は、名古屋大学法学部に大きな変化をもたらした。1990年代には、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、タイなど多くのアジア諸国から法学・政治学者らを招聘し、大きな国際会議や現地調査などを頻繁に行うことができた。また、その時期、名古屋大学には1991年に新しく大学院国際開発研究科が設立され、順次、アジアの法、政治、経済研究の専門家らが教員として配置された。

森嶌は、法学部長ののち、1994年に名古屋大学大学院国際開発研究科の研究科長となるが、森嶌は国際協力への確固とした思いを抱いていた。のちに森嶌は、「大学と国際協力」を論じ、「残念ながらわが国の大学は、高等教育機関として正当な国際的評価を受けていない・・・それは、わが国の大学がこれまで国際的に十分な情報の発進（ママ）をしてこなかったからだと思われる」（森嶌「大学にとっての国際協力の意義」大学と学生、375号、1996年8月、11頁）と現状を認識していた。

そして、法学部は創立40周年基金を1990年代の10年間でほぼ使い切ったので、当時の佐々木雄太・佐分晴夫歴代法学部長らは、新たに2000年の創立50周年に向けて再び寄付金集めを行った。この時代はアジア経済危機であったにもかかわらず、アジア・太平洋プロジェクトの進展を望む同窓生、地元企業から、さらに約2億円の寄付を得ることができた。加えて、2001年には、特定領域研究「アジア法整備支援－体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」（領域代表者は鮎京）が当時の文部省により採択され、5年間各年度毎に一億円、計五億円の大型プロジェクトが開始された。先のアジア・太平洋基金に加え、この特定領域研究に採択されたことにより、名古屋大学のアジア・太平洋地域に対する研究は飛躍的に進展した。

2 森嶌によるベトナム民法支援

1992年のことであったように記憶している。ベトナムでは、司法大臣にグエン・ディン・ロクが就任した。ロクは、司法大臣としてはベトナムでは初めての法律テクノクラートであり、モスクワ大学で法学を学んだ人物であった。ホーチミンと同じゲアン省出身のロクは、優秀で進取の気象に富んだ人物であった。ちなみに前任の司法大臣はファン・ヒエンで、ヒエンは、法律専門家ではなく、元外務次官だったことから分かるように官僚政治家であった。ベトナム司法大臣は、ロク大臣以降レ・タイン・ロンに至るまで様々な外国の大学法学部出身者が担当してきた。2024年5月に司法大臣から副首相に抜擢されたロンは、学部は旧ソ連のアゼルバイジャン、修士課程はカナダ、博

士課程は名古屋大学で学んでいる。

ベトナムは、1980年代後半からドイモイ（刷新）政策を開始したが、1990年代以降本格的に对外開放政策と市場経済化を進め、1992年には新憲法が制定された。そして、それに相応しい法体制を作り上げるという課題に取り組むための人事が、法律テクノクラートのロクの起用であった。ロクに与えられた最大の任務は、市場経済化に適合的な法制度を作り上げることであった。ベトナムでは、それまで、社会主义的な経済システムのもとで、基本的には国営企業しかなく、企業間の法関係は経済法という名称の法により規制されてきたが、市場経済化は不可避的に民法の制定を求めていた。

1992年、私のところに森嶌から連絡があり、ベトナムへの法整備支援をしたいが協力して欲しいという話があった。私は1981年の最初の訪越時に出会った、当時、国会法制局主任であり、それ以来親交のあったロクを森嶌に紹介した。新任司法大臣のロクは、市場経済化を進めるため新しく民法を制定することにむけて懸命の努力を行っていた。そして、ロクは民法専門の森嶌と意気投合し、その後、森嶌はベトナムの民法制定支援に最大限の努力を行った。そして、ベトナム民法典は、1995年に制定された。それに至る1990年代前半の時期、森嶌はあらゆる人脈を活用して、民間企業の協力を得て、ロク大臣を日本に招聘するなどの活動を行った。その後、森嶌は、本格的かつ継続的にベトナム法整備支援を行うために、外務省及びJICAに働きかけた。

法務省ではなく、なぜ外務省に働きかけたかにつき、その間の事情を森嶌は次のように記している。「わたくしがベトナムの法整備支援に関わるようになったのは、1993年に・・・名古屋大学法学部の同僚（鮎京－引用者注）とともにハノイを訪れたさいに、ベトナムの司法大臣（ロクのこと－引用者注）から自分（ロクのこと－引用者注）の法整備要請に対して日本政府からは梨の礫だという話を聞いたのがきっかけである」（森嶌「ベトナムに対するわが国の法整備支援」書斎の窓、1997年5月号、21-22頁）という。そして、「帰国後法務省に出向いてみると・・・ベトナムへの支援は外交関係だから法務省の所管ではないとし、外務省は、民法は国際関係ではないからとして、最終的には外務省が国際交流基金から費用を出して、話を持ち込んだ民法学者の私が派遣された。しかし、文化交流という形で1回派遣され数日間レクチャーしたからと言って、民法典起草にそれほど役立つわけではない。結局、司法大臣も含めたベトナム側の強い要請があり・・・私費負担も含め3回ハノイに出向」（森嶌「わが国の法整備支援支援が目指してきたもの」法律のひろば、2019年3月号、6頁）いたのであった。すなわち、森嶌は手弁当で法整備支援プロジェクトを始めたのである。

幸いなことに、1990年代の初めには、日本政府は「知的支援」という開発援助の新しいスキームを生み出していた。これは、従来の、道路、病院、ダムなどの施設をつくるというようないわゆるハコモノ支援とは違い、知的なノウハウを伝える支援として登場してきたもので、すでに、ベトナム経済政策策定支援というプロジェクトが先行して行われていた。そこで、森嶌は、外務省に掛け合って、ベトナム法整備支援を二番目

の知的支援とすることを求めた。そのような経緯から、法整備支援のための準備会合は、当初は外務省の会議室で月2回くらいのペースで開催されていた。その会議は、外務省経済協力局（当時。2006年以降は国際協力局となる）とJICAのイニシアチブで行われ、法務省、日本弁護士連合会、私など大学関係者などが構成メンバーとなり、森嶌が座長を務めた。その後、法整備支援案件がJICAのフィジビリティ・スタディ（プロジェクトの事業化の可能性調査）の対象となり、森嶌も私も何度もハノイに向かい、ベトナム司法省と事前協議を進めた。ところで、日越の事前協議を担当した当時の司法省の国際協力局長は、ハ・フン・クオンであった。クオンは、その後、司法大臣となるが、クオンの懐刀として私たちとの協議の最前線で活躍したのが、当時まだ30歳を越えたばかりのレ・タイン・ロンであった。ロンは、英語もロシア語も堪能で、頭のキレも抜群で、日本側から「やり手の交渉人」と呼ばれていた。

ところで、ベトナムにとって外国による法整備支援は珍しいことではなく、かつて1980年代末までは、当時のソ連の法律顧問団がハノイに常駐し、ベトナムへの法整備支援に従事していた。例えば、1980年に制定されたベトナム憲法は、その少し前にソ連で制定された1977年憲法に類似の規定を多々持っていた。したがって、そのような外国からの法整備支援を受けた経験を持つベトナムにとって、外国からの支援は、支援国からの強い影響を受けてしまうことを熟知しており、民法支援は欲しいが、政治体制も異なる日本の専門家による知的支援は警戒をしなければならないという雰囲気が濃厚であった。

森嶌の法整備支援モデルの最大の特色は、「その国に対する押しつけにならない法整備支援」というものであり、それは、上記のような背景もあり、行われたと思われる。そして、事実、そのような援助の仕方は、相手国政府からは概ね好感を持って受け止められた。そして、1996年12月にベトナムのハノイにて、日本とベトナムの法整備支援に関する合意文書（R/D）が締結され、ベトナムに対する本格的な法整備支援が開始されることになった。調印は、日本側はJICAを代表して森嶌、ベトナム側は司法省を代表してグエン・ディン・ロクにより行われた。

3 法整備支援と森嶌モデル

森嶌は、法整備支援にあたり、「法と社会の動態」という視点を重視した。「私は、戦後日本の激動期に学生時代を過ごし・・・我妻栄先生や川島武宜先生、加藤一郎先生などのもとで各種（例えば、農地相続）の社会調査に動員され、欧米から継受した国家法とわが国の社会規範との間の乖離の大きさに触れるとともに、戦後社会の法と社会の動態に接することができた」、また「ハーバード、イエール留学・・・後は、日本の社会で市民が法を現実に利用できるようにすることが研究者の責任だと考え、公害訴訟の現場も経験した。・・・異文化の所産である欧米の法制度を移植（接ぎ木）したわが国の経験、そして戦後そのような社会で法学教育を受け研究してきた私の経験と欧米法に対する見方は、1世紀遅れて欧米の法制度を移植しようとするベトナムのような国にとっ

て他山の石となるはずである」（前掲、森嶌「わが国の法整備支援が目指してきたもの」6頁）と述べている。

他方、森嶌は総じて、アメリカ合衆国のトゥルーベックらが1960年代から70年代に行った「法と開発運動／研究」には極めて批判的であり、アメリカ合衆国による、中南米諸国や東南アジア諸国、アフリカ等に行った、アメリカ合衆国法の輸出ともいるべき、自国の制度や価値基準を途上国に押しつける支援というものに、強く否定的であった（森嶌の「人権、民主主義、法の支配、また、アメリカ合衆国の「法と開発運動」などにつき、鮎京『法整備支援とは何か』2011年、名古屋大学出版会、104-105頁、参照のこと）。

そして、森嶌モデルがその後、日本の法務省、JICAの共通理解とされ、アメリカ合衆国の法と開発運動やヨーロッパ諸国の法整備支援とは一線を画し、日本の場合は、「けっして押しつけはしない」法整備支援（例えば、JICA『世界を変える日本式「法づくり』』文藝春秋、2018年、3頁）という文言へと定式化されていった。

森嶌は、「我々のプロジェクトでは、支援対象国の社会的経済的条件を前提として、当該社会に受容される法制度の整備を図ることを重視して」いると述べ、「支援する対象法分野も、民法などの基本法に重点を置いてきた」（森嶌「法整備支援の理念とその課題」法律のひろば、2001年10月号、16頁）と述べている。

私の理解によると、森嶌の法整備支援モデルとは、1、民商事法中心主義、2、人権・民主主義などの価値に関わる問題を支援の対象とすることはできる限り避ける、3、押しつけはしない法整備支援を目指す、というコンセプトである。すなわち、森嶌がそのようなスタンスをとったのは、今日では普遍的価値と言われる、人権、民主主義、法の支配などを正面から法整備支援の対象とすると、当然のことながら相手国政府との間で衝突が予想されるからであった。

なお、念のために言えば、今日、日本の法整備支援の対象とする法分野は、民商事法だけではなく、刑事法、行政法の一部なども含み、より多岐にわたっている。

4 「押しつけはしない」法整備支援をめぐる論点

ここで、法整備支援の森嶌モデルの今日的意義と課題を検討しておくことは必要な事柄である。森嶌が法整備支援をはじめた1990年代初頭という時代は、1989年末にベルリンの壁が崩壊したことに象徴されるように社会主義体制の崩壊の時期であった。冷戦体制崩壊後、平和構築・民主化・ガバナンスという課題が、援助の世界で注目されるようになった。そして、今後は、ベトナムなどの社会主義国家においても市場経済化が進展し、時間はかかるかもしれないが、人権、民主主義、法の支配という価値が徐々に認められる社会となっていくという見通しのもとに法整備支援は始まった。押しつけはしない法整備支援というスタンスは、そのような見通しの中である種の有効性を発揮するアプローチであった。しかし、それから35年を経た今日、ベトナムも含む世界のありようは劇的に変化した。一言で言えば、普遍的価値といわれるものが普遍性を

持ちにくい現実が、あらゆる分野で常態化している。

ここで思い出すのは、カンボジア民事訴訟法起草支援に取り組んだ竹下守夫先生（以下、竹下と記す）の法整備支援モデルは、森嶌モデルとは異なっていた。竹下は、法整備支援を行うとしたら、それは民主的法治国家確立という明確な価値と目的をもった支援でなければならないと主張した。竹下は、日本政府が行う法整備支援について、「相手国が民主的法治国家、あるいは法の支配の妥当する民主国家となるような支援」であること、「民主的国家体制整備に対する意思を持っており・・・自助努力をしている」国家への支援でなければならないこと（竹下「基調講演 カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」 I C D N E W S 第9号、2003年5月、25頁）を強調した。その主張は、いうまでもなく、民商事法中心主義に基づき法整備支援を構想していた森嶌への批判を含んでいた（森嶌と竹下の議論につき、前掲、鮎京『法整備支援とは何か』176-178頁、参照）。

おわりにー森嶌とロク

1990年代初頭から、森嶌とロクの強い絆で始まった日越法整備支援であるが、森嶌は、支援対象法領域を民商事法を中心とし、押しつけはしない法整備支援というやり方を求め、人権や民主主義を声高に言わないやり方こそ法整備支援のあり方であると考えた。

他方、ロクは、以前より、法学辞典の編纂において「人権」「民主主義」「立憲主義」などの用語の「近代的」理解に親和性を表明していたが、司法大臣退任後、2013年新憲法制定を控えた時期に、ロクを含む同志72人とともに「憲章72」という自主憲法草案を公表した。その内容は、「主権在民」の明記から始まり、憲法保障を行うための「憲法裁判所」創設規定へと至る、ベトナムにとって新しい法治国家像の提示であった。とくに憲法裁判所設立案は、2000年代以降、韓国法制研究院とドイツのコンラート・アデナウアー財団が共同で行ってきたベトナムへの憲法裁判所創設のための法整備支援に強い影響を受けた提案であった。

ロクらが望む国家像を端的に示すのは、現行の「ベトナム社会主义共和国」という国名をやめ、かつての「ベトナム民主共和国」すなわち第二次大戦後のベトナム民主共和国「独立宣言」（ホーチミンによる起草）にある国名への回帰を求める規定である。しかし、ロクらの自主憲法草案の内容は、ベトナム共産党および政府により受け入れられないとして直ちに拒否された。

そんなあれこれを振り返ってみると、日本の法整備支援が、人権、民主主義など普遍的価値と言われるもの支援の対象としなかったことに、ロクが果たして満足していたかどうかは、私には分からぬ。ロクは森嶌に先立ち2021年に亡くなった。

法整備支援を開始した二人の先達が法整備支援について天国でどんな風に語り合っているか、興味は尽きないが、しかし、残された私たちは、法整備支援において「価値」（人権や民主主義や法の支配や自由など）の問題をどのように位置付けるかという難問

に、知恵を集めて立ち向かわなければならないと思う。その際、名古屋大学がアジア各地の日本法教育研究センターを通じて継続的に行って來た法学教育支援や法学人材育成支援という形の法整備支援は、この難問を解く上で、重要なヒントを提供している。